

鳥取県教育・保育施設における安全管理現地指導支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、鳥取県教育・保育施設における安全管理現地指導支援事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、県内の教育・保育施設を対象に、専門家等による安全管理に係る現地指導(点検等を含む。)の実施及び現地指導における指摘箇所の整備に要する経費、又は国への報告義務の対象となる事故が発生した場合の事故要因箇所の整備に要する経費の一部に対し補助金を交付することにより、教育・保育施設における安全・安心に係る環境整備の向上を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる施設を設置する者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第3欄に掲げる経費の額に、同表の第4欄に定める率を乗じて得た額(千円未満の端数が生じた場合にはこれを切り捨てるものとし、同表第5欄に定める額を限度額とする)以下とする。

なお、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、子ども家庭部長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第5条の申請書には、前項に定めるもののほか、様式第3号を添付しなければならない。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から

20日を経過する日

(2)規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月5日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 規則第17条第1項の報告書には、前項に定めるもののほか、様式第3号を添付しなければならない。

(財産の処分制限)

第8条 規則第25条第2項ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号。)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、知事が別に定める期間)とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1)取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2)その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

3 第5条第1項の規定は、規則第25条第2項の承認について準用する。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月5日から施行し、令和4年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月17日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月8日から施行し、令和7年度の補助事業から適用する。

別表(第3条関係)

1 補助事業	2 補助対象施設	3 補助対象経費	4 補助率	5 補助限度額
(1) 安全管理 現地指導支援事業	保育所、認定こども園、地域型保育事業、届出保育施設、幼稚園 (国及び地方公共団体が設置する施設を除く。)	専門家等(※1)による安全管理に係る現地指導(※2)の実施に必要な賃金、謝金、旅費、需用費(消耗品費、会議費)、役務費(通信運搬費等)、委託料等 (注)消費税及び地方消費税並びに他の補助金で支援を受ける経費については、補助対象経費から除く。	1/2	1施設あたり 12,000円
(2) 安全管理 現地指導に係る施設整備支援事業	保育所、認定こども園、地域型保育事業、届出保育施設、幼稚園 (国及び地方公共団体が設置する施設を除く。)	(1)を実施した場合、専門家等(※1)による指摘箇所の整備に要する経費(短期間のうちに消耗する物品、個人の所要に係る物品及び遊具の修繕・補修に係る経費を除く。) なお、補助対象経費に係る設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。 (注)消費税及び地方消費税並びに他の補助金で支援を受ける経費については、補助対象経費から除く。	1/2	1施設あたり 200,000円
(3) 事故要因 箇所に係る施設整備支援事業	保育所、認定こども園、地域型保育事業、届出保育施設、幼稚園 (国及び地方公共団体が設置する施設を除く。)	国への報告義務の対象となる事故(※3)が発生した場合の事故要因箇所(※4)の整備に要する経費(短期間のうちに消耗する物品及び個人の所要に係る物品に係る経費を除く。) なお、補助対象経費に係る設備整備については、大規模な工事を伴わないものとする。 (注)消費税及び地方消費税並びに他の補助金で支援を受ける経費については、補助対象経費から除く。	1/2	1施設あたり 200,000円

※1 「専門家等」とは、研究者、大学教授・講師、保育所等の安全管理を支援する団体の講師、嘱託医等をいう。

※2 補助対象となる現地指導内容(オンラインでの実施を含む。)は次のいずれかに該当するものとする。

- ・施設における事故防止のための動線・危険箇所の点検・改善指導
- ・子どもの怪我やアナフィラキシー等の事故発生の予防や事故発生時の適切な対応に関する指導
- ・その他、安全管理に係る点検・指導 等(専門技術者による遊具の定期点検は除く。)

※3 教育・保育施設等における事故の報告等について(令和7年3月21日付こ成安第44号及び6教参学第51号通知。以下「国通知」という。)第3のとおり、死亡事故、意識不明事故(どんな刺激にも反応しない状態に陥ったもの)、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故が対象となる。ただし、治療に要する期間が30日未満となった場合等、取下げを行った場合は対象外。

※4 国通知第4の報告様式の第2報(表面及び裏面を記入したもの。)において、事故発生の要因分析や検証等の結果を報告するとともに、事故要因箇所が分かるよう明記すること。